

令和5年度第1回流山市入札監視委員会 会議録

1 日 時

令和5年10月6日（金）午後2時

2 場 所

流山市役所第2庁舎3階 306会議室

3 出席委員

村岡 豪 委員長
帖佐 直美 委員
大谷 基道 委員

4 出席事務局

総務部	中野総務部長
財産活用課	高野財産活用課長、村上課長補佐、 鈴木契約係長、安藤主事、栗原主事
上下水道局	本田次長
経營業務課	酒巻経營業務課長、杉岡経営係長、友松主任 主事、青山主事

5 工事担当課

みどりの課	神山課長補佐、伊藤技師
学校施設課	佐藤施設整備係長、櫻井主査
下水道建設課	野上建設係長、小林主任技師、染谷技師

6 審議事項

- (1) 抽出議案の審議について
- (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告
- (3) 次回審議事案の抽出について
- (4) その他

7 審議状況

開 会 午後 2 時

閉 会 午後 3 時 3 0 分

財産活用課長補佐から入札監視委員会の審議対象の説明があり、委員会の次第に沿って会議が開催された。

審議事項

(1) 抽出議案の審議について

① 流山市立南流山中学校移転改修工事

【一般競争入札・市長部局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

帖佐委員

当該案件では低入札価格での応札があったが、その価格の調査結果はどのようなものであったか。

高野課長

落札候補者に対して、適正に設計及び安全対策がなされているか、低入札価格で請け負うことによって経営が圧迫しないか等を確認した。その上で、低入札価格調査会を開催し、当該落札候補者及び応札価格に問題ないと判断を受けた。

大谷委員

当該工事は令和4年10月に発注し、1年半程度の工期があるが、令和6年度からの運用なのか。

櫻井主査

そのとおりである。

大谷委員

昨今の資機材価格の高騰による不調が見られることもあるが、落札者が低入札価格での応札、次点者が調査基準価格での応札だったがよくあることなのか。

高野課長

当該落札者は当該工事現場から近い場所に手持ち工事があり、資機材価格の高騰分も織込んでなお、効率よく資機材の調達が可能になることから安価な価格での請負が可能であった。

村岡委員長

本工事は改修工事とのことである。今後、解体工事等がある場合は(株)新日本

建設と随意契約を進めていく予定か。

櫻井主査

現在、解体工事等の発注予定はない。

② 西原第3汚水枝線工事（T4-302）

【一般競争入札・上下水道局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

大谷委員

流山市で総合評価入札を行うときは公告から入札までの期間はどれくらいか。

酒巻課長

概ね3週間である。

大谷委員

今回は2週間だが、何か事情があったのか。それとも工事の価格帯で決まっているのか。

酒巻課長

価格帯で決まっているわけではない。特に急いだということもなく、スケジュールどおりの日程となっている。

大谷委員

公告から入札までの期間が短いことで、業者に負担がかかってはいないか。

酒巻課長

公告から入札までに確保すべき期間としては適切と認識している。

高野課長

総合評価にはいくつか種類がある中で、流山市の総合評価は特別簡易型方式で行っている。業者に技術提案を求めるものではなく、工事請負回数や工事成績等、本市であらかじめ把握しているものが主な評価基準であり、業者が申告するのはボランティア活動の実績や女性従業員を雇用しているのか等、比較的負担をかけ

ない方法であることから、公告から入札までの期間は適切と考えている。

大谷委員

標準は3週間だが、2週間にしても特段差支えはないという認識で良いか。

高野課長

そのとおりである。また、建設業法施行令第6条で定められた期間は満たしている。

③ 木地区4号街区公園整備工事（その2）

【随意契約・市長部局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

大谷委員

一般競争入札を行った後の随意契約と見受けられる。見積合わせを10者により行ったとのことであるが、どのような基準で10者となったのか。

高野課長

本工事は元々別の造園工事が取止めとなった後の随意契約である。本来であれば再度入札に付すべきであるところ、竣工が急がれたこと等の事情を勘案し、元工事の施工内容の一部をとび・土工・コンクリート工事として別に発注し随意契約したものである。競争性を担保するため、なるべく多くの事業者から見積書を徴取すべきであり、過去の実績や施工能力等を考慮した結果、10者による見積合わせとなった。

村岡委員長

とび・土工・コンクリート工事の業者は何者程度いるのか

高野課長

現在の有資格者名簿には、市内業者のうちとび・土工・コンクリート工事の登録を受けている者は29者である。

- ④ 第7-4汚水枝線工事（E4-74A）
- ⑤ 向小金雨水幹線工事（R2）に伴う付帯工事
- ⑥ 向小金雨水幹線工事（R2）に伴う道路排水整備工事

【随意契約・上下水道局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

帖佐委員

④第7-4汚水枝線工事（E4-74A）について、随意契約ができる根拠としては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号か。

酒巻課長

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号である。

高野課長

上下水道局は公営企業法で定められた地方公営企業であり、随意契約に係る法令は地方公営企業法施行令を適用しているが、内容は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号と同様である。

帖佐委員

⑤向小金雨水幹線工事（R2）に伴う付帯工事、⑥向小金雨水幹線工事（R2）に伴う道路排水整備工事の随意契約ができる根拠は何か。

酒巻課長

⑤は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号、⑥は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号である。

大谷委員

⑥は柏土木事務所からの施工委託で行われた工事だが、このような形態はよくあるのか。

酒巻課長

珍しいことである。本工事については市議会から早急に対応してほしいという

意見もあったことなどから、この形で行った。

大谷委員

流山市は、本工事に関わる人件費等も含めて委託料として柏土木事務所から受け取っているのか。

野上建設係長

受け取っている。

(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

① 市長部局発注（財産活用課から報告）

[事務局説明（市長部局）]

村岡委員長

流山市立南流山中学校移転改修工事（室内装備品・囲障工事）（その2）は移転改修工事の当初発注に盛り込むことができなかったのか。

高野課長

本体の「移転改修工事」は工事規模が大きく過去の実績から地域要件を拡大し発注を行ったところである。一方で、基本的に、建設工事は市内業者の育成の意味合いもあり市内業者への発注を行うよう努めているところ、「室内装飾品・囲障工事」は工事規模から市内業者への発注を試み、落札には至らなかったものの、当初発注とは別に一度入札を執行したものである。

村岡委員長

各学校の屋内運動場空調設備設置工事は入札に付すことができたのではないか。

高野課長

当該各工事は、令和4年6月に市内の学校において体調を崩す児童等が発生したことにより、その対策として令和4年9月に補正予算を上程し、施工したものである。そのため、令和5年の夏季には竣工が求められた。各工事の設計を行い、入札に付すという通常の手続きを行うと工期の確保が困難で、工事の完成が間に合わないため、設計が完了したのから随時、早急に発注したものである。

②上下水道局発注（経營業務課から報告）

[事務局説明（上下水道局）]

大谷委員

入札結果閲覧簿で入札金額が「無効」となった業者がいるが、どういうことか。

友松主任主事

入札に際して積算内訳書を提出する必要があるが、積算内訳書の金額と実際の入札書の価格が異なっていたため、無効となった。

大谷委員

入札結果閲覧簿の「入札時辞退」とは、入札期間中の辞退を意味するのか。

友松主任主事

そのとおりである。

村岡委員長

随意契約で行った「西原第3汚水枝線工事（T4-302）」に伴う付帯工事（その2）」は、一般競争入札の抽出案件として審議した「西原第3汚水枝線工事（T4-302）」の付帯工事だが、本体工事の工期は令和5年3月15日まで、付帯工事（その2）は令和5年5月17日からとあり、間が空いているようだが、どういうことか。

酒巻課長

本体工事である西原第3汚水枝線工事（T4-302）」に工期の延長が発生し、その後に追加で付帯工事を行ったため、工事が途切れていたわけではない。

(3) 次回審議事案の抽出について

村岡委員長

次回の委員会の審議案件として、市長部局発注工事は、一般競争入札については、「流山市消防本部・中央消防署庁舎建設工事」、随意契約については、「流山市立おおたかの森小・中学校屋内運動場空調設備設置工事」、上下水道局発注工事は、一般競争入札については、「西原第3汚水枝線工事（T5-302）」、随意契約については、「西原第3汚水枝線工事（T4-302）」に伴う付帯工事」とすることでよろしいか。

[全員了承]

(4) その他

鈴木係長

次回の入札監視委員会は令和6年1月26日（金）の午後2時からとしたいがよろしいか。

[全員了承]

特に質問がなければ、以上で委員会を終了する。